

2020JEITA-情産第 229 号
2020 年 12 月 15 日

関係各位

(社) 電子情報技術産業協会
オーディオ・ビジュアル 事業委員会
オーディオ・ビジュアル機器専門委員会

デジタル放送受信レコーダーにおける機能表示ガイドライン

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

受信機の形態も多様化してきており、消費者が店頭や各社のカタログ等で商品を選択する際、当該受信機が持つ機能について誤認して購入されることが懸念されます。
当協会では、このような消費者の誤認を防止するために、レコーダーにおける機能表示についてガイドラインを定めましたので、貴社関係部署に周知徹底をよろしくお願い致します。

敬具

記

1. 主旨

日本のデジタル放送が受信可能なレコーダーにおいて、デジタル放送で運用される各種サービスへの対応の有・無が消費者に誤認されないことを目的として、この機能表示ガイドラインを制定する。

2. ガイドラインの適応範囲

2. 1 適応機器

デジタルチューナー内蔵レコーダーを対象とする。

2. 2 表示対象

各社のカタログ、インターネット上の製品情報及び取扱説明書とする。

3. テレビ放送の呼称

テレビ放送の呼称については、2018JEITA-放通第 132 号「テレビ受信機のカタログ等で使用する語句の定義や表示例について」による。

4. 「4K」・「8K」を含む呼称を使用する場合の留意事項

「4K」・「8K」を含む呼称等の使用にあたって、消費者がその意味をより正確に理解できるようにする観点から、表示対象に補足的に記載することが必要と考えられる説明、避けるべき呼称などをまとめる。

- ・ 4 K放送を受信するチューナーを搭載し、4 K放送における4 K映像を録画再生できる場合に「4 Kレコーダー」と称することができる。
- ・ 呼称が定義されている「4 Kレコーダー」に”対応”を付加することは避けること。

避けるべき表記例(1) : 「4 K対応レコーダー」

- ・ 商品本体だけでは十分な動作が出来ず、別売の機器やケーブル等が必要な場合、その動作説明や機能表等の近傍に分かりやすく表示すること。

表記例(4)-1 : 4K 放送の受信には放送に対応した受信設備が必要です。

表記例(4)-2 : HIGH SPEED (カテゴリー2) に対応したHDMI ケーブルをご使用下さい

表記例(4)-3 : 有料放送は加入申し込みと契約が必要です。

5. 機能表示を行う内容

放送視聴時と録画再生時を区別して表示すること

放送視聴時については

2018JEITA-放通第 132 号「テレビ受信機のカatalog等で使用する語句の定義や表示例について」による。

録画再生時について本ガイドラインで規定する

5. 1 録画再生時の表示項目

①対応する放送の種類

2018JEITA-放通第 132 号「テレビ受信機のカatalog等で使用する語句の定義や表示例について」3. テレビ放送の呼称を参照のこと

②対応する放送の解像度

HD またはハイビジョン

SD または標準

4K

8K

③字幕放送

④番組情報の記録 (EPG: 電子番組表)

⑤HDR

⑥同時に録画できるチューナー数

⑦録画時間

⑧録画再生できるディスク種別

⑨HDD 容量

5. 2 表示項目における注意事項

表示項目については、消費者がデジタルチューナー内蔵レコーダーをカタログやインターネット上の製品情報等で選ぶという視点で、メーカーが最も消費者に認識頂きたいベーシックな機能を選んだ。これらの機能は、放送事業者が視聴者に訴求したいデジタル放送の特長を含んでいる。

以下にそれぞれの項目の注意事項を記す。具体的な表示形式については、各社の裁量に委ねる。

- ①(対応する放送の種類)、②(対応する放送の解像度)については、放送視聴時と録画再生時で異なる場合はその旨を呼称の近傍に分かりやすく表示すること。
- ③(字幕放送)については、非対応の場合或いは視聴時のみ対応の場合、その旨を呼称の近傍に分かりやすく表示すること。
- ④(番組情報の記録(EPG:電子番組表))については、対応していない或いは録画モードにより番組情報を記録できない場合、その旨を呼称の近傍に分かりやすく表示すること。最低限DVDなどの主たる記録メディアにEPGから取得したタイトルが入ること。
- ⑤(HDR)については、対応している場合には、29JEITA-放通第40号「HDR映像に対応したレコーダープレーヤー機器、オーディオ機器のカタログ等表記ガイドライン」を参照すること。
- ⑥(同時に録画できるチューナー数)については、放送の種類によって異なる場合はその旨を分かりやすく表示すること。その他、使い方によってはチューナー数分の同時録画ができない等の制約事項がある場合には、その旨を分かりやすく表示すること。
- ⑦(録画時間)については、各種条件とその条件での録画時間の関係を分かりやすく表示すること。
- ⑧(録画再生できるディスク種別)については、録画できるメディア、再生できるメディアを消費者に分かりやすく表示すること。

6. 実施時期

各社対応可能な時期から適用する。

7. ガイドラインの更新

将来、放送サービスのさらなる多様化が想定できるので、その時は、適宜、表示項目を見直すこととする。